

Ⅱ 子どもの貧困に係る現状と課題について

1 子どもの貧困の現状について

1 年少人口等の推移

県内の年少人口(0～14歳)は昭和50年代半ば頃の約49万人をピークとして、全国
の傾向と同様に徐々に減少を続けており、平成25年には30万人を割り込んでいます。

[宮城県]年少人口・未成年人口

(単位:千人)

年	昭和 58年	昭和 60年	平成 9年	12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
年少人口 (0～14歳)	487	481	376	354	335	323	314	308	303	301	299	297
未成年人口 (0～19歳)	640	638	540	516	476	451	429	429	419	413	410	408
県人口 総数	2,144	2,176	2,348	2,365	2,373	2,355	2,336	2,348	2,327	2,325	2,328	2,328

出典:「人口推計(総務省)」各年10月1日現在人口(昭和60年,平成12年,22年は国勢調査)

2 子どもの貧困率

我が国の子どもの相対的貧困率は平成6年から上昇傾向にあり、平成24年には過
去最高の16.3%(おおむね子ども6人のうち1人の割合)となっています。

子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世
帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準と
なっています。

[全国]貧困率の状況

年	昭和 60年	平成 6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年
相対的貧困率	12.0%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	10.9%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	10.3%	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が一人	54.5%	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が二人以上	9.6%	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
等価可処分所得(名目値)	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値(a)	216	289	297	274	260	254	250	244
貧困線(a/2)	108	144	149	137	130	127	125	122

出典:「国民生活基礎調査(厚生労働省)」

注:大人とは18歳以上の者,子どもとは17歳以下の者をいい,現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

➤「子どもの貧困率」は全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査,算出されており,
都道府県別の数値は算出されていません。

参考：子どもの貧困率について

【用語の解説】

『相対的貧困率』

一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。算出方法は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づいています。

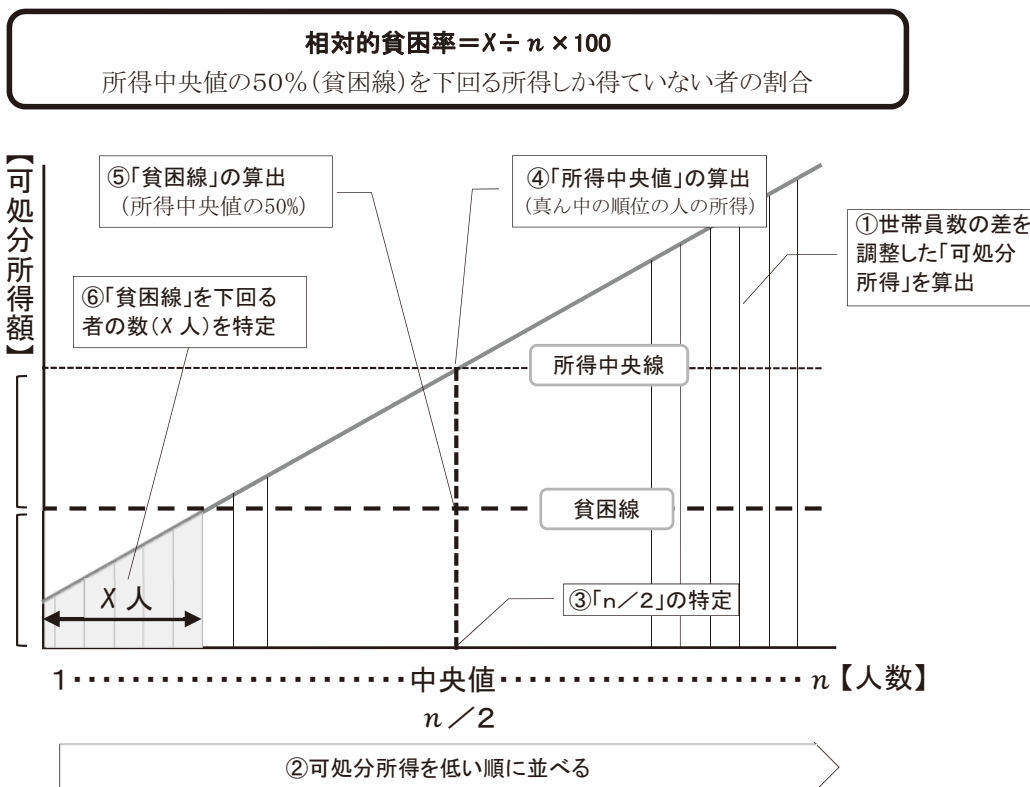
『子どもの貧困率』

子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

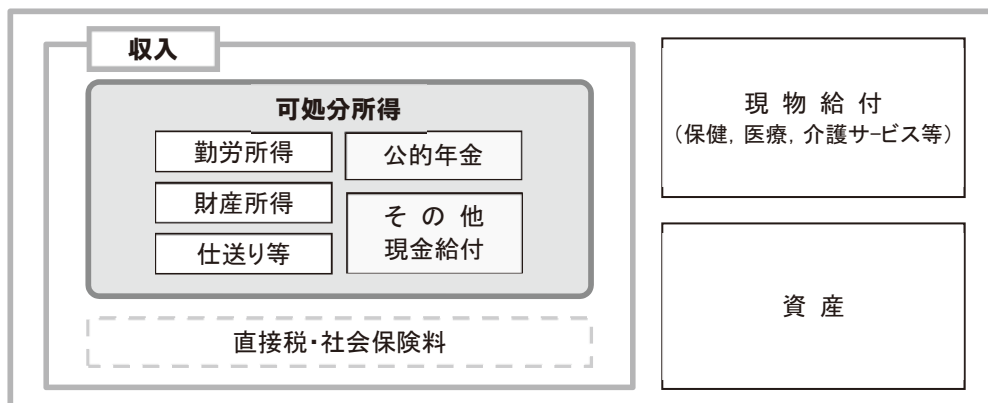
『子どもがいる現役世帯の貧困率』

現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

【相対的貧困率算出イメージ図】



【可処分所得のイメージ図】



3 生活保護世帯

(1)生活保護被保護人員数

県内に居住する生活保護被保護人員数については、平成23年まで増加しており、平成23年の被保護人員数は27,749人となっています。その後、平成24年には一旦減少したものの、再び増加傾向となり、平成26年の被保護人員数は27,343人となっています。

このうち19歳以下の被保護人員数については、平成23年まで増加しているものの、平成24年以降は年々減少し、平成26年には3,895人となっており、特に仙台市以外の減少幅が大きくなっています。

[宮城県]被保護人員数の推移

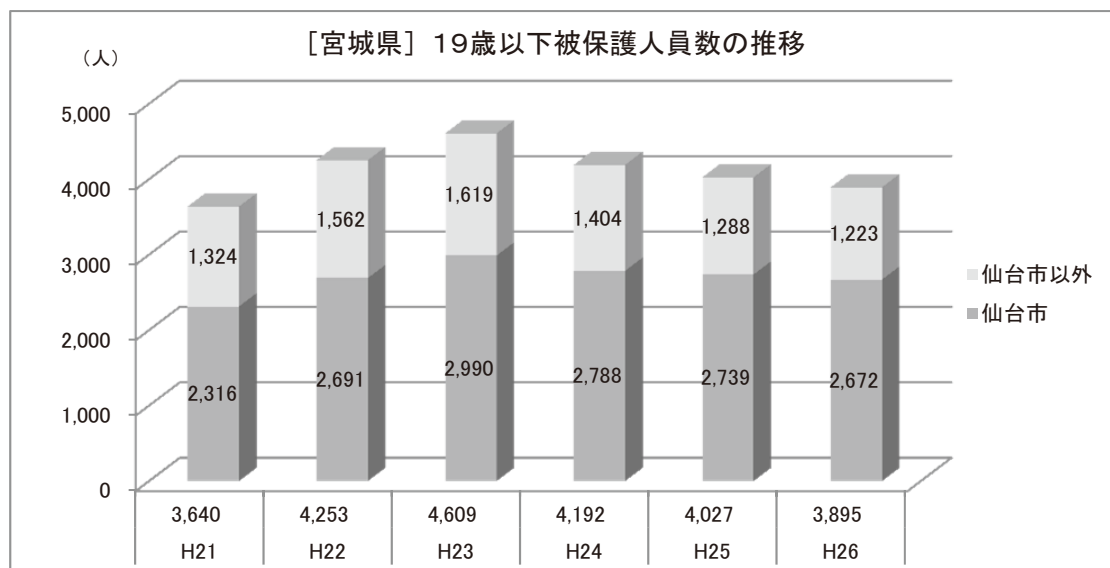
年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
宮城県	22,739 人	25,960 人	27,749 人	26,186 人	26,782 人	27,343 人
うち仙台市以外	9,589 人	10,759 人	10,796 人	9,738 人	9,765 人	9,931 人
うち仙台市	13,150 人	15,201 人	16,953 人	16,448 人	17,017 人	17,412 人
(参考)全国	1,673,651 人	1,878,725 人	2,024,089 人	2,090,435 人	2,123,257 人	2,127,602 人

[宮城県]19歳以下被保護人員数の推移

年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
宮城県 (対前年比)	3,640 人 (1.11)	4,253 人 (1.17)	4,609 人 (1.08)	4,192 人 (0.91)	4,027 人 (0.96)	3,895 人 (0.97)
うち仙台市以外 (対前年比)	1,324 人 (1.12)	1,562 人 (1.18)	1,619 人 (1.04)	1,404 人 (0.87)	1,288 人 (0.92)	1,223 人 (0.95)
うち仙台市 (対前年比)	2,316 人 (1.10)	2,691 人 (1.16)	2,990 人 (1.11)	2,788 人 (0.93)	2,739 人 (0.98)	2,672 人 (0.98)
(参考)全国	254,767 人	286,456 人	304,879 人	306,474 人	299,003 人	286,048 人

出典:「被保護者全国一斉調査(厚生労働省)」,「被保護者調査(厚生労働省)」

注:毎年7月31日現在



(2)生活保護世帯における子どもの進学状況

県内の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は91.8%となっており、全国をわずかに上回っていますが、県内の全卒業者の進学率と比較すると7.3%低くなっています。

高等学校等卒業後の進学率は、専修学校等を含めると23.4%となっており、全国よりも9.5%低くなっています。また、全国においては進学者のうち大学等の進学が多くなっています。

[全国・宮城県]生活保護世帯の子どもの進路の状況(中学校卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	91.8%	90.8%	99.1%	98.4%
就職率	3.8%	2.5%	0.0%	0.0%

出典:厚生労働省社会・援護局(宮城県・全国),「平成25年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)

注1:進学率・就職率は平成25年3月に中学校(中等教育学校の前期課程,特別支援学校の中学部を含む)を卒業した者のうち,その翌年度に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校の高等課程に進学,又は就職した者の割合(平成25年4月1日現在)。ただし,「宮城県・全国全卒業者」については,平成25年3月卒業者について平成25年5月1日現在のもの

注2:仙台市を含む

[全国・宮城県]生活保護世帯の子どもの進路の状況(高等学校等卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	23.4%	32.9%	70.5%	75.0%
大学・短期大学	5.3%	19.2%	47.3%	52.3%
専修学校・各種学校	18.1%	13.7%	23.2%	22.7%
就職率	60.1%	46.1%	23.0%	17.0%
中退率	5.0%	5.3%	-	-

出典:厚生労働省社会・援護局(宮城県・全国),「平成25年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)

注1:進学率・就職率は平成25年3月に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校等を卒業した者のうち,進学・就職した者の割合(平成25年4月1日現在)。ただし,「宮城県・全国全卒業者」については,平成25年3月卒業者について平成25年5月1日現在のもの

注2:中退率は平成24年4月の在籍者のうち当該年度中に中退した者の割合

注3:仙台市を含む

4 ひとり親世帯

(1)ひとり親世帯数

ひとり親世帯数(仙台市を除く)については,平成25年5月現在,14,878世帯となっています。そのうち母子世帯は13,104世帯となっており,全体(養育者世帯を除く)の88.9%を占めています。

また,平成22年度と比べ,母子世帯で1,098世帯,父子世帯で719世帯の増加となっています。

[宮城県]ひとり親世帯数の推移

	平成 15 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
母子世帯	10,019 世帯	12,006 世帯	13,104 世帯
父子世帯	843 世帯	919 世帯	1,638 世帯
養育者世帯	124 世帯	118 世帯	136 世帯
合計	10,986 世帯	13,043 世帯	14,878 世帯

出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」,「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注1:各年度5月1日現在の世帯数

注2:仙台市を除く

(参考)[仙台市]ひとり親世帯数

	平成 15 年度	平成 20 年度
母子世帯	11,132 世帯	13,091 世帯
父子世帯	1,800 世帯	1,978 世帯
養育者世帯	-	-
合計	12,932 世帯	15,069 世帯

出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」,「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注:平成15年度は平成15年5月1日現在,平成20年度は平成21年2月1日現在の世帯数

【用語の解説】

『母子世帯』

配偶者のいない女子と,その女子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯(母子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『父子世帯』

配偶者のいない男子と,その男子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯(父子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『養育者世帯』

父母のいない児童とその児童を現に扶養している養育者からなる世帯

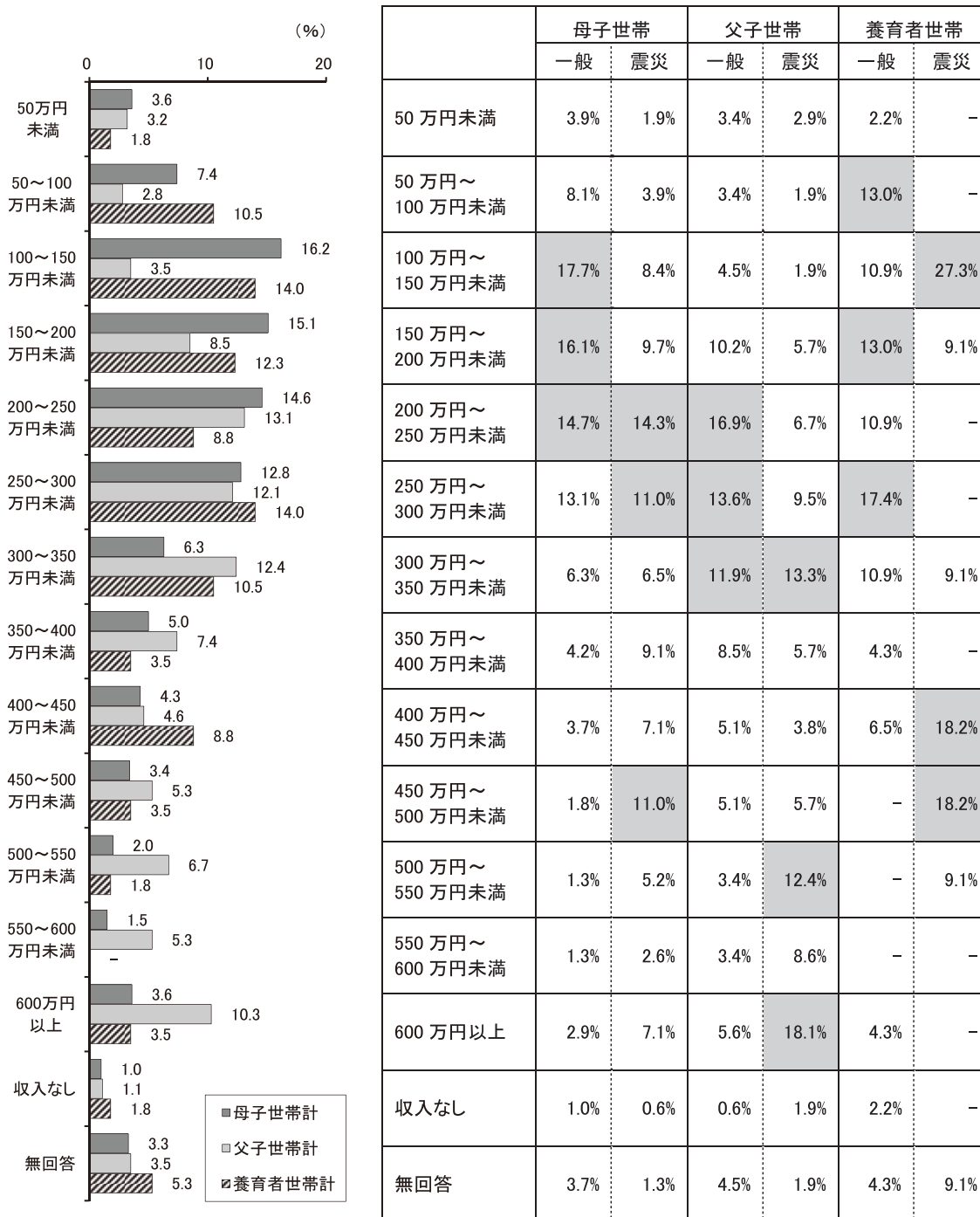
(2)ひとり親世帯の収入状況

母子世帯については,年間収入が「100～150万円未満」となっている世帯の割合が16.2%と最も高く,次いで,「150～200万円未満」15.1%,「200～250万円未満」14.6%の順となっており,『収入なし～250万円未満』で半数以上の56.9%を占めています。

父子世帯については「200～250万円未満」が13.1%と最も高く,次いで,「300～350万円未満」12.4%,「250～300万円未満」12.1%,「600万円以上」10.3%の順となっています。

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

[宮城県]ひとり親世帯 世帯種別年間収入の状況(平成25年)



出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:「年間収入」はボーナス, 児童扶養手当, 年金, 養育費, 仕送り等臨時収入を含む全世帯員の合計額

注2:表中の網掛けは各区分上位3位までの年収区分

注3:仙台市を除く

注4:「震災」は東日本大震災が要因でひとり親となった世帯, 「一般」は他の要因でひとり親となった世帯

(3)ひとり親世帯の就労形態

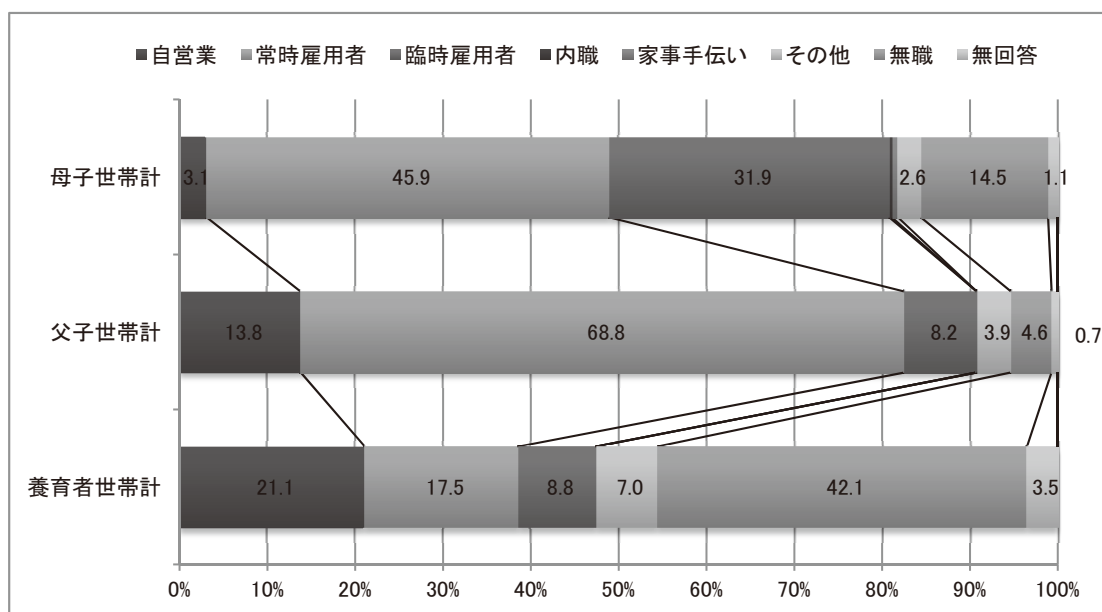
母子世帯では「常時雇用者」が45.9%、「臨時雇用者(パート含む)」が31.9%となっています。

父子世帯では「常時雇用者」が68.8%、「自営業」が13.8%となっており、これらをあわせると8割強となります。

「一般」「震災」別にみると、母子世帯、養育者世帯では「震災世帯」の方が「一般世帯」より「無職」の割合が15%以上高くなっています。また、父子世帯では「震災世帯」の方が「一般世帯」より「常時雇用者」の割合が高くなっています。

[宮城県]ひとり親世帯の就労形態の状況(平成25年)

就労形態	自営業	常時雇用	臨時雇用	内職	家事手伝い	その他	無職	無回答
母子世帯	3.1%	45.9%	31.9%	0.3%	0.7%	2.6%	14.5%	1.1%
一般	3.3%	47.9%	33.6%	0.4%	0.7%	2.6%	10.5%	1.0%
震災	1.9%	35.7%	23.4%	-	0.6%	2.6%	34.4%	1.3%
父子世帯	13.8%	68.8%	8.2%	-	-	3.9%	4.6%	0.7%
一般	16.9%	65.0%	9.0%	-	-	4.0%	4.0%	1.1%
震災	8.6%	75.2%	6.7%	-	-	3.8%	5.7%	-
養育者世帯	21.1%	17.5%	8.8%	-	-	7.0%	42.1%	3.5%
一般	23.9%	15.2%	10.9%	-	-	6.5%	39.1%	4.3%
震災	9.1%	27.3%	-	-	-	9.1%	54.5%	-



出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:平成25年9月1日現在

注2:表中の網掛けは各区区分上位3位までの勤労形態

注3:仙台市を除く

注4:「臨時雇用」にはパートを含む

5 児童養護施設入所児童等

(1) 要保護児童数の推移

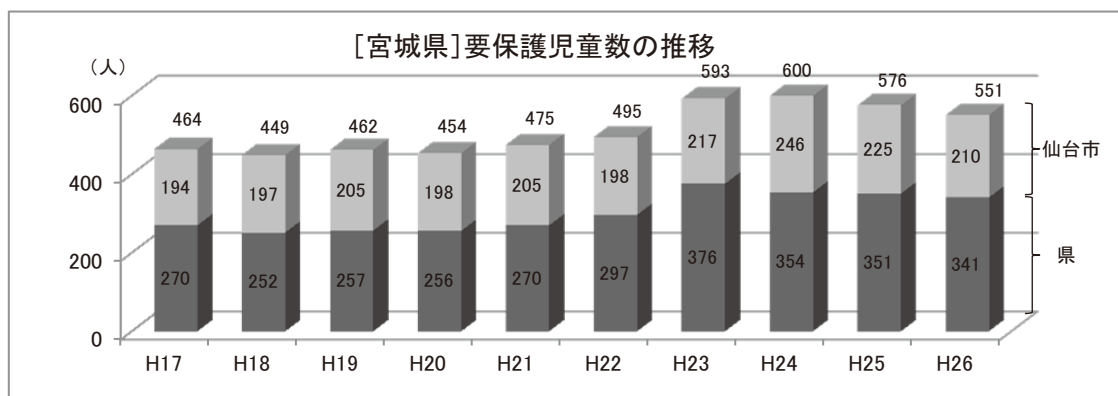
要保護児童数は、震災前の平成22年度までは年度により若干の増減がありながらも、徐々に増加する傾向となっていました。しかしながら、東日本大震災の発生直後は、震災による孤児の増加が見られたほか、震災による孤児を除いた場合においても一時的に要保護児童数の増加が見られるなど、要保護児童数は大きく増加しました。

平成26年度末時点の要保護児童数は県全体で551人となっており、うち児童養護施設に在籍している児童は306人となっています。

[宮城県] 要保護児童数の推移

(単位:人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
児童養護施設 在籍児童数(①)	335	319	338	338	343	344	339	332	326	306
県による措置児童	205	187	191	193	191	200	205	191	188	179
仙台市による措置児童	130	132	147	145	152	144	134	141	138	127
乳児院 在籍児童数(②)	71	73	68	53	60	68	72	82	75	67
県による措置児童	36	35	33	26	33	42	42	45	41	34
仙台市による措置児童	35	38	35	27	27	26	30	37	34	33
ファミリーホーム 委託児童数(③)	-	-	-	-	11	12	18	28	22	29
県による措置児童	-	-	-	-	11	12	18	16	20	25
仙台市による措置児童	-	-	-	-	-	-	-	12	2	4
里親 委託児童数(④)	58	57	56	63	61	71	164	158	153	149
県による措置児童	29	30	33	37	35	43	111	102	102	103
仙台市による措置児童	29	27	23	26	26	28	53	56	51	46
要保護児童計(⑤=①+②+③+④)	464	449	462	454	475	495	593	600	576	551
県による措置児童	270	252	257	256	270	297	376	354	351	341
仙台市による措置児童	194	197	205	198	205	198	217	246	225	210
⑤のうち震災孤児数(⑥)	-	-	-	-	-	-	79	70	66	54
県による措置児童	-	-	-	-	-	-	64	56	51	41
仙台市による措置児童	-	-	-	-	-	-	15	14	15	13
震災孤児を除く(⑤-⑥)	464	449	462	454	475	495	514	530	510	497
県による措置児童	270	252	257	256	270	297	312	298	300	300
仙台市による措置児童	194	197	205	198	205	198	202	232	210	197



出典:宮城県, 仙台市

注:各年度末時点での要保護児童数

(2) 児童養護施設入所児童の進路の状況

中学校卒業後の進路については、平成24年度に進学率が100%となっているなど、おおむね進学している状況となっています。

また、高等学校卒業後の進路については、就職が70%以上と最も多く、専修学校等を含めた進学率については25%以下となっています。県内の高等学校等卒業者全体の大学等と専修学校等への進学率は、平成26年度において約70%(学校基本調査)となっていますが、児童養護施設入所児童の高等学校卒業後の進学率はこれを大幅に下回っています。

[宮城県] 児童養護施設入所児童の中学校卒業後の進路

	中学校 卒業児童数	進学				就職		その他	
		高等学校等		専修学校等		人数	割合	人数	割合
		人数	割合	人数	割合				
H26 年度	24 人	23 人	95.8%	0 人	0.0%	0 人	0.0%	1 人	4.2%
H25 年度	29 人	28 人	96.6%	0 人	0.0%	0 人	0.0%	1 人	3.4%
H24 年度	29 人	29 人	100.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%

出典: 宮城県

注1: 前年度末に中学校を卒業した児童のうち、当該年度の5月1日現在の進路

注2: 仙台市内の施設を含む

[宮城県] 児童養護施設入所児童の高等学校等卒業後の進路

	高等学校等 卒業児童数	進学				就職		その他	
		大学等		専修学校等		人数	割合	人数	割合
		人数	割合	人数	割合				
H26 年度	21 人	0 人	0.0%	5 人	23.8%	15 人	71.4%	1 人	4.8%
H25 年度	14 人	2 人	14.3%	1 人	7.1%	10 人	71.4%	1 人	7.1%
H24 年度	14 人	0 人	0.0%	0 人	0.0%	12 人	85.7%	2 人	14.3%

出典: 宮城県

注1: 前年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、当該年度の5月1日現在の進路

注2: 仙台市内の施設を含む

6 就学支援等の状況

(1) 就学援助(要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数)の推移について

学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は、平成26年度において19,607人となっており、全児童生徒数に対する割合(受給率)は10.75%となっています。

要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数及び受給率は、平成24年度まで増加していますが、平成25年度及び26年度は若干減少しています。

[宮城県]要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全児童生徒数(ア)	192,401人	190,665人	187,493人	185,663人	184,085人	182,470人
要保護児童生徒数(a)	1,870人	2,169人	2,337人	2,249人	2,227人	2,160人
準要保護児童生徒数(b)	16,654人	17,822人	17,931人	18,049人	17,642人	17,447人
小計(c=a+b)	18,524人	19,991人	20,268人	20,298人	19,869人	19,607人
就学援助受給率(c/ア)	9.63%	10.48%	10.81%	10.93%	10.79%	10.75%

出典:宮城県教育委員会

(2) 高等学校等における就学支援の状況

[宮城県]高等学校等育英奨学資金(従来からの奨学資金)貸付状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
奨学生数	2,662人	2,525人	2,567人	2,183人	1,943人	1,749人
うち新規	1,079人	917人	992人	673人	661人	629人
貸付額	743,075千円	718,851千円	726,436千円	625,540千円	568,851千円	519,614千円

出典:宮城県教育委員会

[宮城県]高等学校等就学支援金支給状況

平成26年度	人数	支給額
公立	13,262人	1,469,160,853円
私立	17,153人	2,497,841,666円

出典:宮城県教育委員会(公立),宮城県(私立)

【高等学校等就学支援金】

保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が30万4,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料相当額を就学支援金として支給し、教育費負担の軽減を図るもの。公立については平成26年4月以降の入学者が対象(平成26年3月以前在学者は授業料不徴収制度が適用)。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置状況等

スクールソーシャルワーカーの配置については小中学校、高等学校とも配置数を増やしています。

小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの支援内容については、「不登校」に関する内容が最も多くなっており、次いで親との問題等といった「家庭環境の問題」とな

っています。

[宮城県]スクールソーシャルワーカー配置状況(公立小中学校)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数	21 人	22 人	28 人
活用市町村数	15 市町村	19 市町村	22 市町村

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

[宮城県]スクールソーシャルワーカー配置状況(県立高等学校)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数	3人	7人	8人
配置校数	3校	13校	16校
配置率	4%	17%	22%

出典:宮城県教育委員会

➤ 平成27年度からは、配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。

[宮城県]スクールソーシャルワーカーによる支援状況(公立小中学校)

年度	支援総件数	主な支援内容
H26	1,596 件	①不登校(475 件), ②家庭環境の問題(339 件), ③心身の健康・保健に関する問題(171 件)
H25	905 件	①不登校(247 件), ②家庭環境の問題(240 件), ③発達障害に関する問題(92 件)
H24	653 件	①不登校(185 件), ②家庭環境の問題(139 件), ③心身の健康・保健に関する問題(63 件)
H23	621 件	①不登校(169 件), ②家庭環境の問題(148 件), ③心身の健康・保健に関する問題(69 件)
H22	415 件	①家庭環境の問題(98 件), ②不登校(83 件), ③発達障害に関する問題(37 件)

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

(4)スクールカウンセラーの配置状況等

スクールカウンセラーの配置については、公立中学校及び県立高等学校において全校に配置しているほか、公立小学校においては、全ての市町村へ配置し、域内小学校の諸課題に対応できるようにしています。また、各校種ともに東日本大震災を契機として配置人数を増やしています。

小中学校におけるスクールカウンセラーに対する相談内容については、児童生徒が「学校生活」、教員については「生徒対応」、保護者については「家族関係・養育」に関する相談内容が多くなっています。

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

[宮城県]スクールカウンセラー配置状況(公立小中学校)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数		177 人	204 人	198 人
配置等学校数	小学校	279 校	268 校	265 校
	中学校	142 校	141 校	139 校

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

[宮城県]スクールカウンセラー配置状況(県立高等学校)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
配置人数		61人	58人	58人
配置校数		76校	75校	73校
配置率		100%	100%	100%

出典:宮城県教育委員会

注:特別支援学校3校を含む

[宮城県]スクールカウンセラーに対する相談状況(公立小中学校)

年度	相談人数	相談件数	相談内容(件数順)			
			相談者	1	2	3
H26	46,988 人	41,489 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H25	48,083 人	42,957 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H24	45,972 人	40,966 件	児童生徒	学校生活	その他(震災関連)	友人関係
			教員	生徒対応	その他(震災関連)	不登校
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H23	41,206 人	37,167 件	児童生徒	その他(震災関連)	学校生活	友人関係
			教員	生徒対応	その他(震災関連)	不登校
			保護者	家族関係・養育	不登校	その他(震災関連)
H22	30,169 人	28,662 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	不登校	家族関係・養育	学校不適応

出典:宮城県教育委員会

注1:震災関連相談については、平成24年度までは「その他」の区分としていたが、平成25年度から震災関連の相談は、関連区分へ計上している。

注2:仙台市を除く

7 東日本大震災による被災児童の状況

(1) 震災による遺児・孤児の状況

東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明となっている児童は1,064人(平成28年1月31日現在)となっており、そのうち両親等が亡くなった、又は行方不明となっている児童(孤児)は139人となっています。

また、これらの震災による遺児・孤児のうち、就学前及び小学校～大学の在籍者数は、震災発生から5年後の平成27年度において約1,000人、10年後の平成32年度で約570人と推計され、全ての震災遺児・孤児が大学等を卒業する時期は平成45年頃と想定されます。

[宮城県]東日本大震災による遺児・孤児の数

	未就学児	小学生	中学生	高校生	計
震災孤児	10人	56人	29人	44人	139人
震災遺児	209人	304人	203人	209人	925人
合計	219人	360人	232人	253人	1,064人

出典:宮城県

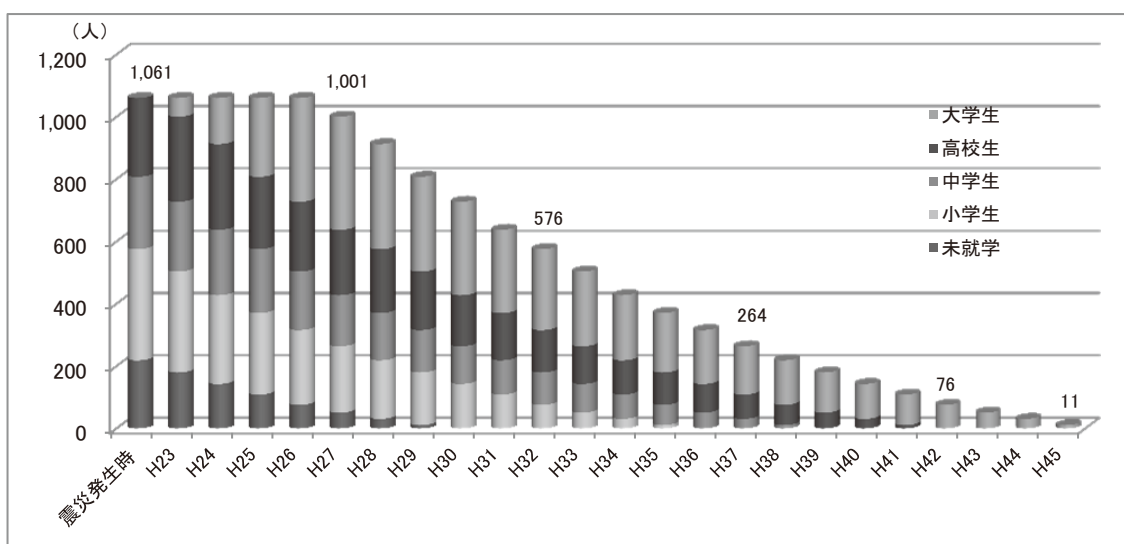
注1:平成28年1月31日現在

注2:学年等は震災発生時の学年

注3:対象は県内に住所を有した保護者が亡くなった又は行方不明となっている児童。「震災孤児」とは震災により両親等が亡くなった又は行方不明となっている児童。「震災遺児」とは震災により両親等のうちいずれかを亡くした児童

注4:仙台市を含む

[宮城県]震災遺児及び孤児の在学状況の推移(推計)



出典:宮城県

注1:平成27年3月31日現在の遺児及び孤児数をもとに算定

注2:進学率は考慮せず、全ての者が各課程修了年次に次の課程(高校については3年制,大学については4年制)に進学したものと仮定

(2)被災児童等に係る経済的支援の受給状況

①保育所・認可外保育施設

[宮城県]「保育料等減免事業(注1)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所	2,460 人	1,940 人	2,071 人	2,124 人

出典:宮城県
注:仙台市を除く

[宮城県]「認可外保育施設利用者支援事業(注2)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認可外保育施設	597 人	557 人	275 人	243 人

出典:宮城県
注:仙台市を含む

②幼稚園

[宮城県]「被災幼児就園支援事業(注3)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立幼稚園	4,379 人	8,135 人	8,603 人	8,087 人

出典:宮城県教育委員会
注:仙台市を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立幼稚園	5,625 人	3,236 人	2,964 人	2,220 人

出典:宮城県
注:仙台市内幼稚園を含む

③小中学校

[宮城県]「被災児童生徒就学支援事業(注4)」対象児童生徒数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立小学校	8,045 人	7,416 人	6,738 人	6,295 人
私立小学校	48 人	49 人	45 人	32 人
公立中学校	4,368 人	4,187 人	3,931 人	3,696 人
私立中学校	123 人	155 人	124 人	100 人
公立計	12,413 人	11,603 人	10,669 人	9,991 人
私立計	171 人	204 人	169 人	132 人
合計	12,584 人	11,807 人	10,838 人	10,123 人

出典:宮城県教育委員会(公立), 宮城県(私立)
注1:中学校には中等教育学校前期課程を含む
注2:仙台市内の学校を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象児童生徒数

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立小学校	149 人	109 人	114 人	98 人
私立中学校	312 人	267 人	246 人	213 人
合計	461 人	376 人	360 人	311 人

出典:宮城県

注1:中学校には中等教育学校前期課程を含む

注2:仙台市内の学校を含む

④高等学校

[宮城県]「高等学校等育英奨学資金(被災奨学資金)(注5)」の貸付生徒数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立・私立 高等学校	6,160 人	5,452 人	4,585 人	4,050 人

出典:宮城県教育委員会

注:高等学校には中等教育学校後期課程を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象生徒数

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立高等学校	2,849 人	2,328 人	2,321 人	2,250 人

出典:宮城県

注:高等学校には中等教育学校後期課程を含む

注1～6:各経済的支援の概要

	事業・支援名	支援内容	対象校種	対象となる児童等
注1	保育料等減免事業	保育料の減免	保育所	震災に伴う不時のやむを得ざる支出等により、世帯の経済的な負担能力に変動が生じ、費用負担が困難と認められる世帯の幼児
注2	認可外保育施設利用者支援事業	保育料の補助	認可外保育施設	震災により保護者の所有する居住家屋が全半壊等となった幼児
注3	被災幼児就園支援事業	入園料・保育料の軽減	公立の幼稚園	震災により被災し、幼稚園就園が必要となった世帯の幼児で、新たに市町村等の就園奨励事業の対象となった幼児及び震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児
注4	被災児童生徒就学支援事業(公立・私立)	学用品費, 通学費, 学校給食費, 医療費等の補助	公立の小中学校 私立の小中学校	震災による経済的理由から就学困難となった児童生徒
注5	高等学校等育英奨学資金(被災奨学資金)	奨学金(無利子)の貸付	公私立の高等学校, 中等教育学校(後期課程), 特別支援学校高等部, 専修学校(高等課程)	震災により保護者が所有する居住家屋の全半壊, 保護者の死亡, 行方不明等又は生計支持者の勤務先被災による減収など, 経済的事由により修学が困難な状況の生徒
注6	私立学校授業料等軽減特別補助	授業料の減免	私立の幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校, 各種学校	震災により保護者等が所有住居の全半壊, 家計の主宰者である保護者の死亡, 行方不明等により被災した児童等

2 子どもの貧困に係る課題について

「1 現状」で示されたデータ等を踏まえ、本県の子どもの貧困対策における課題について以下のとおり整理しました。

課題1 学力の保障及び教育と福祉の連携

子どもの進学率について、特に高校卒業後(H25年度卒業者)の進学率については、生活保護世帯の子どもの進学率が23.4%、児童養護施設の子どもの進学率が21.4%と、いずれも県内の全卒業者の進学率である70.5%よりも大きく下回っている状況にあります。また、ひとり親世帯の子どもについても全国の進学率と同様に低い状況にあると推察され、家庭環境により進路の状況に差が見られる状況にあると言えます。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、希望する進路を実現していくためには、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学習支援や経済的な就学支援等が必要であり、また、こうした社会的な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援に結びつけるために、子どもとの社会的な接点となる学校を窓口とした福祉部門との密接な連携が必要であると考えられます。

課題2 生活環境の改善・安定

我が国において、子どもの貧困率は過去最高の16.3%となっており、おおむね6人に1人の子どもが貧困の状況にあるとされています。

本県においては、生活保護被保護人員数が県全体で2万7千人を超えており、このうち19歳以下の被保護人員数は4千人弱となっています。また、就学援助を受けている児童生徒数については全体の約10%に当たる2万人前後で推移しています。

また、貧困率が50%を超えているひとり親世帯についても世帯数の増加が見られますが、特にひとり親世帯の7割以上を占める母子世帯については、臨時雇用の割合が3割を超え、年収においても250万円未満の世帯が半分以上となっているなど、就業面等において特に不利な状況が見られます。

子どもたちの望ましい成長には、家庭の生活環境の安定が何よりも大切なものと考えられることから、増加する生活保護世帯や、困難な状況におかれているひとり親世帯等に対して生活の自立支援を充実・継続させていくとともに、家庭における基本的な生活習慣の定着や公共サービスの優先的な提供について配慮するなど、家庭の生活環境の改善・安定に向けた取組が求められます。

また、困難な状況にある世帯については、必要な支援が受けられずに社会的な孤立の状況に陥ることが懸念されることから、支援の充実だけでなく、支援につなげる相談体制を充実させていくことが重要であると考えられます。

課題3 保護者の雇用対策・安定的な就労の確保

保護者の安定的な就労等による収入の確保は、子どもの貧困を解決するうえで欠かすことのできないことです。しかしながら、前述のように、ひとり親世帯のうち、特に母子世帯については臨時雇用者の割合が3割を超えており、年収においても250万円未満の世帯が半分以上であるなど、就労面等において厳しい状況が窺えます。

親の就労は収入確保による生活の安定の上で重要であるとともに、働く親の姿は子どもに対するロールモデルとして教育的な意義も認められます。

また、貧困世帯の保護者についても、いわゆる「貧困の連鎖」によって、十分な教育の機会が得られないまま、現在に至っているケースも見受けられます。

こうしたことから、ひとり親世帯の親をはじめとした保護者の自立を図るため、就労相談や雇用機会の確保、学び直しの支援など、保護者の雇用対策と安定的な就労の確保の取組を進める必要があります。

課題4 生活基盤確保のための経済的な下支え

これまでも見てきたとおり、子どもの貧困率が過去最高となるとともに、生活保護世帯やひとり親世帯など経済的に厳しい状況にある世帯は増加傾向となっていますが、同様の傾向は今後もある程度継続していくものと考えられます。

子どもの健やかな成長に必要な生活基盤の確保には、保護者の就労による安定した収入の確保が第一です。しかしながら、やむを得ず就労だけでは十分な収入が得られない場合があることから、子どもの生活基盤の確保を図るためにも、児童扶養手当等の経済的な下支えが必要であると考えられます。

課題5 被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”の回避

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災により、多くの子どもが被災し、保護者を亡くしたいわゆる震災遺児や孤児については千人を超えています。

また、住環境等の生活の場の再建や、事業所等の雇用の場の再建など、被災地域の復興は着実に進んでいますが、いまなお多くの子どもが被災児童生徒等を対象とする就学支援を受給しています。

東日本大震災による影響は多岐にわたり、また子どもの成育環境や教育環境に著しい影響を及ぼしています。特に保護者を亡くした子どもについては、将来の自立までの間、長期的な支援を行っていく必要があります。

さらには東日本大震災によって、多くの方々が財産や仕事の間を失い、また、少子化問題や貧困問題等地域が抱える多くの諸課題がより顕在化したと言われていますが、こうした状況において、子どもたちが新たに「貧困」の状況に陥らないよう注意深く見守っていく必要があると考えられます。